

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業
「サービス B・C・介護予防ケアマネジメント・その他」 Q & A
(介護予防・地域支援課取りまとめ分)

平成 28 年 5 月 13 日版

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

目次

- 1 .介護予防ケアマネジメント依頼届
- 2 .介護予防ケアマネジメント関連帳票
- 3 .サービスの利用
- 4 .利用者自己負担
- 5 .その他

登載質問一覧

【 1 .介護予防ケアマネジメント依頼届】

問1 要支援認定者(サービス未利用)が総合事業を利用する場合、介護予防ケアマネジメント依頼届を提出するが、レ点はどこにつけるか。また、要支援者で現にサービスを利用していた場合、介護予防ケアマネジメント依頼届は不要でよいか。

【 2 .介護予防ケアマネジメント関連帳票】

問1 指定事業者が実施するサービスを利用する場合は、ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)となるが、サービスの利用票、提供票は必要か。

【 3 .サービスの利用】

問1 予防給付の通所リハビリと総合事業のデイサービスの併用は可能か。

問2 予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用した場合のプラン等、帳票作成から給付管理はどのように行なうのか。別々になるのか。

【 4 .利用者自己負担】

問1 認定結果が要支援となると見越して、暫定で訪問介護の現行相当サービスとサービス A を併用で利用したが、要介護1の認定が出た場合、現行相当は介護給付で費用請求できるが、サービス A については、自己負担になってしまうという理解でよいか。

【 5 .その他】

問1 居宅介護支援のプラン作成上限について、40件以上は報酬の逡減制度があるが、介護予防ケアマネジメントの取り扱い件数は介護予防支援と同様、カウントに含まれるのか。

問2 要支援認定者で従来の介護予防通所介護と介護予防訪問介護を利用していた人が、介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)に移行する場合、どちらか一方だけ移行することは可能か。

問3 総合事業を実施する事業者の情報はどこでもらえるか。

【 1 . 介護予防ケアマネジメント依頼届】

問 1 . 要支援認定者（サービス未利用）が総合事業を利用する場合、介護予防ケアマネジメント依頼届を提出するが、レ点はどこにつけるか。また、要支援者で現にサービスを利用していた場合、介護予防ケアマネジメント依頼届は不要でよいか。

介護予防ケアマネジメント依頼届については「介護予防ケアマネジメント」の項目にレ点を入れて提出します。要支援者で現にサービスを利用していた場合は介護予防ケアマネジメント依頼届は不要です。

【 2 . 介護予防ケアマネジメント関連帳票】

問 1 . 指定事業者が実施するサービスを利用する場合は、ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント）となるが、サービスの利用票、提供票は必要か。

指定事業者が実施するサービス（現行相当サービス、サービス A）の場合は給付管理が必要なので、サービスの利用票、提供票が必要です。利用票と提供票はこれまでのものと変更はありません。

【 3 . サービスの利用】

問 1 . 予防給付の通所リハビリと総合事業のデイサービスの併用は可能か。

区分支給限度額範囲内であれば、併用は可能です。ただし、併用の必要性については介護予防ケアマネジメントの過程で十分にアセスメントした上、サービス担当者会議等で情報共有を十分に行ってください。

問 2 . 予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用した場合のプラン等帳票作成から給付管理はどのように行なうのか。別々になるのか。

介護予防・生活支援サービス事業の指定事業者が実施するサービスは限度額管理が必要であるため、予防給付とあわせた給付管理をすることになります。サービス B とサービス C は給付管理は必要ありませんが、予防給付のケアプランに位置づけて、事業者と連携してサービスの利用調整をして下さい。

【 4 . 利用者自己負担】

問 1 . 認定結果が要支援となると見越して、暫定で訪問介護の現行相当サービスとサービス A を併用で利用したが、要介護 1 の認定が出た場合、現行相当は介護給付で費用請求できるが、サービス A については、自己負担になってしまうという理解でよいか。

介護給付を利用するまでは事業対象者として取り扱うことで、どちらも介護予防・生活支援サービス事業で費用請求が可能です。ただし、要介護認定が出たということは総合事業のサービスではなく、介護給付が必要ということです。救済措置

的に上記取扱いは可能ですが、認定結果を踏まえて介護給付のサービスに早めに切り替える等の対応が必要です。

【 5 . その他】

問 1 . 居宅介護支援のプラン作成上限について、40 件以上は報酬の逡減制度があるが、介護予防ケアマネジメントの取り扱い件数は介護予防支援と同様、カウントに含まれるのか。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託することも可能になっており、世田谷区ではケアマネジメント A について、委託可能としています（ケアマネジメント B , C は原則、地域包括支援センターで実施）。

お尋ねの件は、国のガイドライン及び Q & A のとおり、地域包括支援センターの実施件数、指定居宅介護支援事業所の受託件数に制限は設けておらず、逡減制には含めないとされているため、現在のところ、世田谷区では総合事業の介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメント A ）はカウントに含めず、居宅介護支援費を算定することとしています。

問 2 . 要支援認定者で従来の介護予防通所介護と介護予防訪問介護を利用していた人が、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）に移行する場合、どちらか一方だけ移行することは可能か。

総合事業として実施するサービスを利用する場合は、一部だけ移行することはできません。通所介護及び訪問介護を利用する場合、同時に移行することになります。

問 3 . 総合事業を実施する事業者の情報はどこでもらえるか。

介護保険の指定事業者による通所・訪問サービスを実施する事業者については、区のホームページに掲載しています。ホームページの更新などにより、必要な情報提供をしていくので適宜、ご確認下さい。

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業について」

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/891/d00139361.html>

トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護事業者の方へのお知らせ > 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について